

令和4年度 社会教育について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和4年度 努力目標

社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくものである。コロナ禍において示されたICTを活用した新たな学びの機会を最大限提供していく一方で、途切れつつある人と人とのつながりを回復するための取組が求められている。また「持続的な開発目標」(SDGs) (※) のテーマである「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現のため、社会教育の特徴を踏まえながら、すべての人々が学び続けることができる環境がますます重要になる。

このような状況から、市教育委員会としては、地域課題やニーズをふまえたうえで、すべての住民の自発的・主体的な学習活動や社会参加を支援するとともに、施設利用については施設予約システムの運用により利便性向上等を図る。また、新しい生活様式(※)をふまえ、様々な機会や場所を利用して实际生活に即した文化的教養を高められるような環境の醸成や、適切な学習機会の提供及び奨励、そして、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の協力の促進に努めるため、学校教育担当部局と十分に連携し、次のとおり取組を行う。

人権教育については、社会教育のすべての領域において、人権文化の創造のため、市民が豊かな人権感覚を育むことができるよう、「茨木市人権教育基本方針」・「茨木市人権教育推進プラン」の趣旨をふまえるとともに、人権の視点を取り入れた各種講座や事業を実施し、地域における人権意識の醸成を図る。

公民館については、広く利用を促進するとともに、コミュニティの醸成を図り、地域の自主的な運営への機運を高める。現代的課題・地域課題の解決に向けた事業の実施を推進するなど、学びを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの拠点施設として、住民のニーズに応じた学習を深め、公民館活動の更なる充実を図り、学びと活動の好循環を実現する。

家庭教育については、保護者の自発的・主体的な学習活動を支援することにより、家庭教育に関する知識の習得と保護者どうしのつながりを促し、家庭や地域の教育力の向上を図る。

青少年教育については、青少年センター・青少年野外活動センターを活用し、「いま伸びよう 茨木の未来をひらく青少年」の標語に基づいた青少年健全育成運動を全市域において展開することによって、青少年に「生きる力」・「豊かな人間性」などの育成を図る。

文化財の保存と活用については、本市の歴史的的特性等をふまえ、多様な文化財の保存・活用施策を推進する。

図書館については、「本が好きなまち・茨木」をめざし、あらゆる年齢層の市民が自由に知識を習得する社会教育施設としての役割を果たすため、「市民の暮らしに役立ち、誰もが気軽に利用できる親しみやすい魅力ある図書館」を目標に、資料・情報の提供をはじめ、多様な図書館サービスの充実を図る。

また、文化・生涯学習及びスポーツについては、社会教育と関連する重要な項目であるという認

識のもと、引き続き市長部局の担当課とも十分に連携して取組みを行う。

文化施策については、その方向性を示した「文化振興ビジョン」に基づき、市民の各種文化活動を支援し、歴史・伝統文化資源の保存・継承を行う。また、新施設開館後の展開を見据えた文化施設を推進するにあたり、新たな文化振興ビジョンの素案を作成する。

生涯学習施策については、新たに策定した生涯学習推進計画に基づき、市民の学習活動を支援するために、庁内における連携を図り生涯学習施策に取り組む。

生涯学習センターにおいては、生涯学習拠点施設として、新しい生活様式に対応できるよう、オンライン学習サイトにおける配信講座の充実やデジタルデバイドの解消のためのタブレット講座などの講座を実施し、多様な学習機会の提供に努める。

スポーツ施策については、「茨木市スポーツ推進計画（改訂）」に基づき、スポーツ施設の適正化と整備を図り、充実に努める。また、新型コロナウイルス感染症への対策をふまえ、新しい生活様式でも実施可能なスポーツ活動を進める。競技スポーツの推進について、子どもたちのスポーツへの関心を高めるため、トップアスリートによる教室などを行うトップアスリート交流事業等に取り組む。

1 人権教育の推進について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



社会教育のすべての領域において、「茨木市人権尊重のまちづくり条例」及び「茨木市人権教育基本方針」の趣旨をふまえ、「茨木市人権教育推進プラン」、「第2次茨木市人権施策推進基本方針」及び「第2次茨木市人権施策推進計画」に基づき、人権教育の推進に努め、豊かな人権文化の広がりをめざす。

- 1) 社会教育施設等において、条例等の趣旨に基づいた人権教育を推進するため、各種講座について、企画段階において多様な人権尊重の視点を取り入れた内容や講師の選定などに取り組み、家庭や地域における人権意識の醸成を図る。また、新型コロナウイルス感染症に関する不当な差別や偏見防止の啓発を行う。
- 2) 子どもの豊かな人権感覚を育む場として、家庭の役割が重要であることをふまえ、家庭教育学級において、人権をテーマとした学習機会を取り入れるなど、関係諸団体と連携し、人権に関する諸事業を実施する。
- 3) 「大阪府識字施策推進指針」「茨木市識字施策推進指針」等の趣旨をふまえ、「識字・日本語教室」を開講し、外国人を含むすべての人々に教育の機会を提供するとともに、日本の風習、文化等の情報提供や異文化交流会など、学ぶ機会の充実を図る。新しい生活様式への対応として、教室の分散、オンライン学習等を取り入れる。

2 公民館活動の推進について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



公民館は、社会教育活動、住民にとって最も身近な学習の拠点として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生

活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域コミュニティの場として、公民館活動を通じて、地域や社会の中で人と人との繋がりを形成し、地域の人材育成や地域の教育力の向上に寄与することを目的に、以下のとおり重点的に取り組んでいく。

- 1) 社会教育活動の拠点として、新しい生活様式を取り入れつつ、地域の実情に応じて、防災、地域の歴史、消費者問題をテーマにした講習会等の開催や、読み聞かせの実施などの取組を推進するとともに、社会の要請に対応する現代的課題・地域課題の解決に向けた取組を実施する。また、その解決に向け必要な情報の把握、提供に努める。公民館活動の更なる充実、活性化を図るために、各公民館、関係各課、市内大学などと連携する。
- 2) 公民館施設について、利用者が安全で快適に利用できるよう適切な維持管理に努めるとともに、「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」における長寿命化の推進に向けた改修等に取り組む。
- 3) 中央公民館は、公民館活動の推進、施設の維持管理において、小学校区公民館と十分な連携を図り、充実に努める。
- 4) 地域活動の拠点施設としての機能を高めるために、地域と十分協議したうえで、公民館における管理運営機能のコミュニティセンター化を図る。

3 家庭教育の支援について



地域とのつながりの希薄化や情報化の進展等に**加え**、コロナ禍により社会のあり方が大きく変化
する中、「家庭教育」については、家庭の孤立化、子育て不安、ひいては子どもへの虐待など、様々
な問題が増大しており、地域や社会全体での支援の必要性が高まっている。家庭や地域の教育力の
向上を図り、家庭教育を支援するため、以下のとおり取り組む。

- 1) 家庭教育の大切さを認識し、子どもを育成するために必要な知識を身に付け、保護者としての
資質向上を図るため、**関係諸団体との連携やICTの活用等により、家庭教育に関する学習機会
や情報の提供に努める。**
- 2) 保護者同士が互いにつながり、課題を見つけ、ともに学習していく場を提供するため、新しい
生活様式も踏まえ、家庭教育学級を各小学校区単位で開設する。
- 3) 地域人材を活用した、対話や交流を通して保護者のあり方を学ぶ「**親まなび講座**」について、
**小学校をはじめ公民館等保護者の身近な場所において実施するとともに、より幅広い対象への周
知を図る。**
- 4) 4か月児健康診査においてブックスタートを実施し、保護者に乳幼児期からの絵本を介した
親子のふれあいの大切さを伝える。

4 青少年教育の推進について



青少年及び育成者、保護者等を対象として、自主的・組織的な活動の支援や、様々な体験の機
会を提供することにより、青少年の健全な育成及び人権文化の高揚に努める。

- 1) 放課後や週末等に、地域住民の参画・協力を得て、小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心で健やかな子どもたちの居場所を設ける「放課後子ども教室」を本市の放課後子ども教室における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき実施し、子どもの体験・交流活動等の活性化を図り、地域社会全体で子どもの創造性、自主性、協調性を養い、豊かな成長を育む教育コミュニティづくりを推進する。また、引き続き、市内大学と連携を図り、大学生ボランティアの登録・派遣を行うとともに、市内企業の協力を得て、豊かな体験活動の機会の提供など放課後の居場所の充実を図る。さらに、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、当該小学校内に開設する学童保育事業との連携に努める。
- 2) 茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」を活用し、茨木市青少年健全育成運動重点目標「子どものSOS ほっとくん!？」～大人が気づいて 声をかけあう 関係づくり～を市民に周知し、子どもが居場所に出しているサインに気づき、大人が声をかけることが、子どもを救うきっかけづくりになるということについて取組を推進する。
- 3) 学校・家庭・地域の連携を深め、地域社会全体で青少年を見守り、育てていくために、小学校区では青少年健全育成運動協議会やこども会等が協働し「地域での人間関係の構築」と「地域活動への参加促進」を、中学校区では青少年指導員の活動内容を中心に「問題行動の抑制」と「規範意識の醸成」を目的とした活動を推進するために、青少年健全育成団体への支援を行う。また、**コロナ禍における好事例となる取組を表彰する「ほっとけんアワード」を継続して実施することにより、青少年健全育成団体の活動意欲の向上を図るとともに、その取組を他団体へ発信する。**
- 4) 市内全域の青少年を対象として、オンライン配信も含め、**新しい生活様式に対応した**ものづくりの体験や観劇会などの体験・交流の機会を設定し、豊かな人間性を培う場を提供する。また、青少年が「ゆめ」を持ち、その実現に向けて前進できるよう努める。
- 5) 市内の高校生・大学生がクラブ活動等で学んだ知識や技術を生かして、**小学生等向け**の体験型の講座等を企画運営する「青少年による青少年のためのイベント」を実施することにより、異年齢交流や達成感・自己有用感を育む機会の提供に努める。
- 6) 青少年野外活動センターでは、**新しい生活様式に対応した**青少年の体験活動の充実を図るため、「少人数・短時間」のキャンプ事業等を実施するほか、学校事業等の受入を行い、青少年が体験活動を通して社会を生き抜く力を育む場となるよう努める。
- 7) 近隣の大学と協力しながら、青少年野外活動センターや、放課後子ども教室において、大学生が活動できる場を設定し、参加者や地域住民とのコミュニケーションを重視した活動を支援することで、次世代を担う青少年の健全育成の充実を図る。

5 文化財の保存と活用について



社会経済情勢の急激な変化が、特に地域社会の在り方に大きく影響を与えている現在、郷土愛の醸成は、今後その重要性が増すものと考えられる。そのためには、郷土茨木の歴史及び伝え継がれた文化を正しく理解することが必要であるとの観点から、「茨木市文化財保護条例」に基づき、国や府とも連携しながら文化財の保存と活用に取り組んでいく。貴重な文化財を良好な状態で後世へと引き継いでいくとともに、多くの市民が文化財に親しむ機会を設けることで、市民の文化財へ

の愛着や郷土への認識を深め、生活に豊かさをもたらすよう努める。

- 1) 市内に存在する文化財の情報収集や調査・研究に努めるとともに、「茨木市文化財保護条例」に基づいて文化財の保存と活用を図る。
- 2) 文化財資料館においては、本市の豊かな歴史と文化を発信する企画展や講演会を開催する。
- 3) キリシタン遺物史料館を中心に、国内有数の貴重なキリシタン遺物を活用した企画展を開催するなど、隠れキリシタンの里として知られる北部地域の歴史遺産の掘り起こしを図る。
- 4) 東奈良遺跡に代表されるように、本市からは多くの貴重な埋蔵文化財が発見されており、今後も精緻な調査に努めるとともに、調査成果をいち早く市民に発信するよう取り組む。
- 5) 国史跡郡山宿本陣(椿の本陣)においては、大阪北部地震等により破損した建物の部分修理を経て、公開事業をはじめ活用に向け取り組む。
- 6) 郷土の豊かな歴史と文化を次世代に引き継ぐという観点から、児童向け啓発リーフレットの発行や出前講座、夏休み体験講座などを実施するとともに、埋蔵文化財発掘調査現場において小学生の発掘体験を行うなど、子どもの文化財や郷土への愛着心を育むよう努める。
- 7) 郷土の歴史を学ぼうとする市民の活動を促進し、市民一人ひとりが歴史を伝える担い手であるとの認識を醸成することを目的に、文化財解説ボランティアの育成・活用を図る。
- 8) コロナ禍においてもICTを活用した資料・情報の提供や、講演会等を実施するなど創意工夫を図り、文化財の保存と活用の充実に務める。

6 図書館活動の推進について



図書館は、市民が知的活動や日常生活を行う上で必要なさまざまな資料や情報を提供する地域の情報拠点として、幅広い資料・情報の収集と効果的な運営に努める。

- 1) 市民の要望と関心を踏まえながら組織的、系統的に資料を収集し、市民の求める資料・情報をできる限り提供するように努めるとともに、魅力ある書架づくりに努める。併せて郷土行政資料についても、適宜収集・保存に努める。**また、ICTを活用した資料・情報の提供を推進する。**
- 2) 多種多様化する調査研究にも応えることができるよう、中央図書館及び分館でインターネット環境の提供のほか、検索データベースの活用を図るとともに、府立図書館など他の図書館や関係機関と連携を図り、レファレンス・サービスの機能の充実に努める。
- 3) すべての市民が、読書を通じて人生を豊かに送れるよう、読書活動の推進を図る。特に、子どもの読書活動については、第3次茨木市子ども読書活動推進計画に基づき、学校や関係機関と連携して、発達段階に応じた読書環境を提供する。
- 4) ボランティアとの協働や、関係機関との連携により、幅広い年齢層の方々が参加できる行事を開催する。**また新しい生活様式に対応し、創意工夫を図ることで、図書館の利用を促進し、生涯学習機会の充実に努める。**
- 5) 図書館をより活用していただけるよう、広報誌やチラシ、リーフレットの他、ホームページやSNSなどにより、幅広く積極的な図書館の情報発信に努める。
- 6) **市民会館跡地エリア整備事業における新施設への中条図書館の移転について準備を進める。**

※「持続可能な開発目標」(SDGs : Sustainable Development Goals)

2015年9月の国連サミットにおいて採択された、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための世界共通の目標である。2030年を期限に、17の目標と169のターゲットにより構成されている。

※新しい生活様式

新型コロナウイルスの感染拡大を長期間にわたって防ぐため、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策などを日常生活に定着させ、持続させるために取り入れる生活習慣のこと。

(例) 「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」「こまめな換気」など

各委員からの質問・意見等について(一覧)

(1) 令和4年度社会教育の努力目標について

委員名	項番	質問・意見等	所管課	回答・対応
今西委員	1	全体的な認識として、この案に問題はないと思いましたが、もし意見を加えるとするならば、社会教育の「教育性」が少し弱い気がしました。生涯学習的な「学習性」が少し強すぎませんか。「社会教育」は「教育性」にあると考えます。	全課	社会教育事業全般にかかる意識として、ご指摘の点を念頭に置き、各事業に取り組んでまいります。
	2	社会教育の大きな課題に、地域学校協働本部づくりがあり、他の自治体は取り組んでいますが、そのことは触れずにおいてよろしいか。市のお考えですから、それはそれとして構いませんが、少し違和感をもちました。	社会教育振興課 (学校教育推進課)	本市では、放課後子ども教室、家庭教育支援活動、地域行事等の「地域学校協働活動」は、各校区において、自治会、公民館、育成者、PTA等の関係者で構成する組織を結成され、学校と連携し活動されており、すでに、本部的な組織が複数存在していることから、今後、調整してまいります。
大浦委員	3	SDGsについて、令和4年の努力目標の冒頭に1,3,4,5,10,11,16,17の記載があるが、16については各項目の目標のうち、1の人権教育、2の公民館活動、6の図書館活動にも含まれるのではないのでしょうか。	社会教育振興課 中央図書館	努力目標の冒頭に掲げている目標は、社会教育のすべての分野にかかるものであり、個別の事業については、そのうち特に関わる、より具体的な目標を掲げているものです。
	4	努力目標の中で、施設予約システムについての記載がある。ネットで利用申し込みできるのは大変助かっているが、キャンセルがネットではできないのはなぜでしょうか。	社会教育振興課 文化振興課	施設のご利用の際には、使用料の前納が基本となっており、キャンセルの場合にもキャンセル料が発生することからお支払いが発生する場合があります。また、ネットからのキャンセルを可能とすることで、施設を複数日仮押さえするような運用も想定されることから、可能な限り必要とされる方が確実に利用できるように、ネットからのキャンセルは申込当日のみとさせていただき、それ以外のキャンセル、変更は窓口での対応となっています。
	5	家庭教育については、研修などは何らかの組織に所属している方には情報が届きやすいが、その方々は参加へのハードルが低いので参加しやすい。保護者同士のつながりや情報が届きにくい家庭こそ、個別の支援が必要ではないか。大東市などで実施されている家庭への訪問支援などを今後計画される予定はあるのでしょうか。	社会教育振興課	子育て支援や学校教育部門等の庁内関係各課との連携において、取り組んでまいります。
	6	青少年健全育成運動は小学校区単位での開催となっていると思うが、中学校区でも活動を続けておられる校区はありますか。現在あまり荒れている中学校は無いように思いますが、本来は中学校の子どもたちの健全育成を目的としたものであると考えられる。	社会教育振興課	14校全ての中学校区で組織され、活動をされています。

(1) 令和4年度社会教育の努力目標について

委員名	項番	質問・意見等	所管課	回答・対応
高尾委員	7	全体の努力目標及び項目別の表記に、SDG'sの関連性を紐づけして、分かりやすくなっていると思います。また、コロナ禍による生活様式の変化とICTの活用等を、現場の活動指針としても取り上げて頂いており、これで結構かと思います。	全課	
三川委員	8	2ページ・5行目：「全庁的な」という表現は、意味するところは理解できますが、記述に工夫が必要です。	文化振興課	「全庁的な」→「庁内における連携を図り」に修正します。
	9	2ページ・11行目：「トップアスリート交流事業等」の前に、この事業の簡潔な説明が必要ではないかと思われます。	スポーツ推進課	次のとおり説明を補記します。 「競技スポーツの推進について、子どもたちのスポーツへの関心を高めるため、トップアスリートによる教室などを行うトップアスリート交流事業等に取り組む。」
	10	3ページ・「家庭教育の支援について 3」・2行目：「小学校をはじめ公民館等」は、「保育所や幼稚園、小中学校、公民館等、」などと記述した方がよいかもかもしれません。また、「高校生や大学生を含めたより幅広い対象への周知を図る」と表現してもよいように思います。	社会教育振興課	保育所、幼稚園、中学校での実施や、高校生・大学生への周知については、実施の可否や具体的な方法を今後検討していく必要があり、現時点では具体的な表現を控えます。
	11	4ページ・15行目：「～を継続して実施することにより」と表現されてはいかがでしょうか。	社会教育振興課	追加修正します。
	12	4～5ページ：「文化財の保存と活用について」にも、「ICTを活用した資料・情報の提供や、講演会等の実施」など、ICT活用を視野に入れて記述しておいてください。	歴史文化財課	追加修正します。

各委員からの質問・意見等について(一覧)

(2) その他、社会教育関連事業について

委員名	項番	意見・質問等	所管課	回答・対応
今西委員	1	折角、SDGs 17のゴールを示しているのですから、それとの具体的な関連性をふまえた記述が欲しかった。	全課	今後検討してまいります。
	2	「家庭教育の支援について」で「親学び講座」を取り上げておられるのは良かったです。名古屋市なんかは、かなり力を入れておられるようです。	社会教育振興課	他市の事例も参考にしながら、引き続き取り組んでまいります。
	3	「公民館」か「青少年教育」か、そのあたりで子どもの貧困対策、たとえば「子ども食堂」が取り上げられていないのは、福祉に任せておられるのでしょうか。	社会教育振興課	本市の子どもの貧困対策等、生きづらさを抱える子ども・若者支援については、福祉、教育、保健等の関係機関、庁内関係課で構成する「子ども・若者支援協議会」を設置し、取り組んでいるところです。 子ども食堂については、8団体16箇所で開催されており、公民館やコミュニティセンターを使用しているところもあります。
大浦委員	4	公民館活動について、大学との連携とありますが、大学生は茨木市内に住んでいる学生ばかりではないため、将来的に地域の人材確保の観点から、中学生の活用も考えていければと思います。部活で忙しい子もいますが、帰宅部の子もいますし、地域とのつながりをつけておけば、一旦地域を離れたとしても、また地元に戻ってきてくれる子もいると思われるのですが。	社会教育振興課	大学生だけでなく、中・高校生の公民館事業への参画は重要であると考えており、公民館長・主事会議や運営委員長会議において若年層も参加できる講座・講習会等の企画運営を要請しておりますが、引き続き、先進取組を参考に研究してまいります。
	5	家庭教育支援について、家庭教育学級の開設がコロナ禍で募集しても人数が集まらない、働く人の増加などの理由で少なくなっていると感じますが、学級の中には工夫してイベントを実施したりリモートを活用した協議をされているところもあります。以前お伝えしたように母親だけが家庭教育を担うものではないので、父親や祖父母といった方々も参加ができるシステムづくりが今後はもっと必要になってくるのではないのでしょうか。親まなびの講座は多世代交流の場での多様な価値観のまなびにも有効な内容の提供ができます。	社会教育振興課	父親や祖父母が参加できるような学習会の企画をよびかける、時間や場所に制約されない学習の場の提供、より幅広い対象への親まなび講座の周知など、様々な立場の方が参加できるよう、家庭教育支援に取り組む民間団体と連携・協議しながら、その方策を検討してまいります。

(2) その他、社会教育関連事業について

委員名	項番	意見・質問等	所管課	回答・対応
大浦委員	6	4か月検診においてのブックスタートですが、絵本を渡すだけなのか、読み聞かせの時間を作って保護者に読み聞かせの参考になる場を設けているのかをお聞きしたいです。 実際に乳幼児家庭の訪問支援を担当しているが、絵本を読んでおられる保護者が少ない印象です。公民館での読み聞かせの実績や参加者の反応もお聞きしたいです。	社会教育振興課	公民館事業における「現代的課題の解決に向けた取組」のひとつとして「読み聞かせ」を推進しており、参加された保護者からは概ね好評となっておりますが、コロナ禍のもとで、中止や自粛により開催数が大幅に減少しております。 開催数 令和元年度：9館、令和2年度：2館、令和3年度：0館
			中央図書館	通常時には、絵本を渡すほか、ブックスタートの意義をお伝えし、図書館の利用案内、絵本の読み聞かせを行っています。現在、コロナ禍のため健診時間が短く、読み聞かせ等の時間がとれないため、ブックスタートの意義等を掲載したリーフレットを絵本とともに配布しています。 また、人数制限等の対策をとりながら、図書館でのおはなし会や、読み聞かせの仕方などの講座を実施し、子どもの読書活動推進に取り組んでいます。令和3年度は公民館やコミュニティセンターにある図書館分室でのおはなし会は中止としました。
	7	図書館のリーフレットやチラシなど、マンガを使ったものの方が目を引くし分かりやすい。高校のアニメ部などに依頼してみたいかがでしょうか。	中央図書館	イラストや写真を入れるなど、魅力的なわかりやすいチラシづくりに努めておりますが、10代の読書推進の観点からも、高校生に協力依頼するなど今後検討してまいります。
桑本委員	8	内容はとても素晴らしいものだと思います。一点、お聞きしたいことがあります。3 家庭教育の支援について 2) 保護者同士が互いにつながり、課題を見つけ、ともに学習していく場を提供するため、新しい生活様式を踏まえ、家庭教育学級を各小学校区に単位で設置する。と記載されています。本来は記載のとおりが望ましいと思いますが、子育て世代の保護者は共働きの家庭が多く、家庭教育学級に参加する保護者が減少していると感じます。家庭教育の学びの大切さを実感していません。多くの保護者に家庭教育の重要性と楽しさを理解してもらえるような取組として、SNSを使った情報収集の方法(Instagram TikTok など)を活用できれば、より興味をもってもらえるのではないかと感じました。	社会教育振興課	多くの保護者に家庭教育の重要性と楽しさを理解してもらえるよう、SNSを始めとしたICT活用についても検討してまいります。

(2) その他、社会教育関連事業について

委員名	項番	意見・質問等	所管課	回答・対応
佐野委員	9	<p>ウィズコロナという言葉が使われていますが、コロナ感染者がいて、それに対する家族とも距離を置かざるを得ない医療関係者がいて、多くの客を呼べない飲食店があり、観光産業やタクシー業界があります。一方では、在宅勤務へ移行できた業種もあれば、働きたくても働く場所を奪われた人もいます。一方では、規制が緩和されたら待ってましたとばかりに感染対策も不十分なまま、多人数で出歩き、酒を飲みかわす人達もいます。</p> <p>コロナ禍にあっても、一定の社会生活がなされる社会をウィズコロナと呼ぶとしたら、ものすごく人に格差をもたらす社会ではないでしょうか。いずれ、飲み薬で対応できるインフルエンザと同等の扱いになったらポストコロナであり、現在の状況はコロナが終息するのを目指す社会であり、ウィズコロナという言葉はふさわしくないと思うのですが…。</p>	社会教育振興課 中央図書館	<p>ここでのウィズコロナという言葉は、新型コロナウイルス感染症が長く続くことを前提とし、コロナ禍においても感染対策を講じることを基本とし、社会教育活動を継続することを意図しているものです。「新しい生活様式」に表現を統一します。</p>